

# 仕様書

## 1 件名

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）供給等一式

## 2 目的

佐賀地方法務局、鳥栖出張所に設置済みのAEDが耐用年数を迎えるため、新たにAEDを購入し、既存のAEDを撤去する。

## 3 納入場所及び納入数量

以下の庁の入口付近（既存のAED収納ボックス内）に設置する。

### (1) 佐賀市城内二丁目10番20号

佐賀地方法務局

納入数量：1セット

### (2) 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目26番1号

佐賀地方法務局鳥栖出張所

納入数量：1セット

## 4 納入期限

令和7年1月31日（金）

## 5 納入機器（1セット当たり）

区分	機器・整備項目	数量	単位
(1)	AED本体	1	台
(2)	AED用電極パッド（小学生～大人用）2組（予備込）	1	式
(3)	除細動補助具	1	式
(4)	AED用キャリングバッグ	1	個
(5)	AED設置案内ステッカー	1	枚

## 6 AED本体一式の仕様

【参考規格：ハートスタートHS1+e（型式M5066Ae）】

### (1) 医療用具として薬事法の承認を得ていること。

- (2) 「日本版救急蘇生ガイドライン2020」に適合する機器であること。
- (3) 耳の不自由な方でも使用できる「耳マーク」の認定を受けた製品であること（認定品以外不可。）。
- (4) 日本語での音声指示アナウンスによる操作ガイダンス機能を備え、除細動器の使用経験がなくても適切な操作が可能であること。
- (5) 電極パッドは本体に接続された状態で保管されていること。
- (6) 毎日、バッテリー、内部電子回路及び電極パッドの導通についてセルフテストを行うチェック機能を有し、不具合等の発生時には使用の可否が外部から確認できるとともに、警報音を発するなど、緊急時の使用に支障のない状態が常に保たれているものであること。
- (7) 波形除細動出力波形は二相性であること。
- (8) バッテリーは、待機状態で4年程度使用可能であるとともに、200回相当の除細動ショックを流すことができるものであること。
- (9) AED本体1台につき、次の付属品をもって1セットとする。

ア バッテリー 1個

イ 電極パッド（小学生～大人用）2組（予備込）

ウ 除細動補助具 1式

内容物には、最低限次の補助具が含まれること。

- ・ 衣服等を切断するもの（はさみ、カッター等）
- ・ 汗等を拭きとるもの（タオル、ガーゼ等）
- ・ 体毛等を除去するもの（脱毛テープ等）
- ・ 感染防御用手袋
- ・ 人工呼吸補助用具（シート、マウスピース等）

エ キャリングバッグ 1個

キャリングバッグは、屋外等への搬出が可能であるとともに、電極パッド2組及び除細動補助具1式を収納でき、常時本体と一体で使用できること。

- (10) 既存のAED収納ボックス（自立型）（AEDBOX-1）に収納可能であること。
- (11) 目視で日常点検できる表示機能を有し、点検結果を確認するインジケータが1つであること。

なお、AED収納ボックスの外から、インジケータの確認ができること。

- (12) 本体保証期間は、納入日から7年以上とし、修繕及び消耗品等の交換に当たっては、代用品を用意するなど未設置期間が生じることのない体制をとること。

なお、消耗品等の交換及び交換済消耗品の廃棄処分は受託者が行うこと。

- (13) 本体耐用年数は、納入日から8年以上であること。
- (14) 1メートルの高さから落下させた場合の縁、角、面への衝撃に対し、耐性があること。
- (15) 本体バッテリー及び電極パッド以外の定期交換の必要な消耗品がないこと。

## 7 その他

- (1) 納入の際には、A E D使用方法及び救命手順が図示されたリーフレットを機器に付属させるとともに、同リーフレットの電子データファイルを提出すること。
- (2) 納入時に納入先において、操作説明を行うこと。
- (3) 納入に当たり発生した問題点等については、受託者と佐賀地方法務局と間で協議の上対応すること。
- (4) 更新前のA E D機器一式については、受託者において撤去し、処分すること。